

○仙北市高齢難聴者補聴器購入費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付対象とならない高齢難聴者の補聴器購入費の一部を助成することにより、コミュニケーション能力の向上、認知症予防、認知症進行予防、うつ病予防及び社会参加を促進することを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 この要綱による助成の対象者は、次に掲げる全ての要件を備えている者とする。

(1) 市内に住所を有し、満年齢が65歳以上であること。

(2) 補聴器の必要性を認める医師の意見書を得ることができ、かつ、両耳の聴力が40デシベル以上であること。ただし、聴力低下のため日常生活に支障があり、医師が補聴器の装用を必要と認めた場合はこの限りでない。

(3) 過去に本事業の助成を受けていないこと、または第5条の規定による助成の決定を受けた日から起算して5年を経過していること。

(4) 聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていないこと。

2 前項の対象者が、聴覚障害により身体障害者手帳の交付対象となる可能性がある場合には、あらかじめ身体障害者手帳の交付手続きを行うものとする。

(助成の額)

第3条 補聴器の助成額は、購入費の2分の1（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）と3万円のいずれか低い金額とする。

2 補聴器購入費は、補聴器に関する附属品単体の購入費、診察料その他補聴器の購入に直接関係しない経費及び集音器は含まないものとする。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者は、仙北市高齢難聴者補聴器購入費助成申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 耳鼻咽喉科の医師が、対象者の聴力検査を実施した上で作成した補聴器購入意見書（様式第2号）

(2) 前号に規定する医師意見書の処方に基づき、認定補聴器専門店等から購入した補聴器の代金を支払ったことを証明できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 申請できる補聴器の台数は1台とする。

3 第1項の規定による申請は、補聴器を購入した日の翌日から起算して6か月以内にし

なければならない。

(助成の決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、助成することを決定したときは高齢難聴者補聴器購入費助成決定通知書（様式第3号）により、助成しないことを決定したときは高齢難聴者補聴器購入費助成却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(助成の請求)

第6条 前条の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、仙北市高齢難聴者補聴器購入費助成請求書（様式第5号）により、市長に請求しなければならない。

(決定の取消)

第7条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成を取り消すことができる。

- (1) 虚偽または不正の行為により補聴器購入費の助成を受けたとき。
- (2) 補聴器を助成目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、または担保に供したとき。
- (3) その他補聴器購入費の助成が不相当と市長が認めるとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に購入した補聴器については、助成の対象としない。